



# 防災特集

## 災害に備えて準備しましょう

近年、全国各地で地震や局地的豪雨、台風、豪雪等による被害が発生しています。

災害から身を守るためには行政が行う防災対策などの「公助」だけでなく、自分の命は自分で守る「自助」、地域で共に助け合う「共助」がとても大切になってきます。住民の皆さまに、災害について関心を持ってもらい、備えをしておくことや、危険を感じたら早めに避難するなど、自らの命を守るための防災行動を起すことが重要です。



### 非常持出品・備蓄品の準備を！

大規模災害が発生した場合、水道施設が使用できなくなることや、道路が通行できなくなってしまう、救援活動が遅くなってしまう場合があります。災害後数日間は、自足できるように準備しておきましょう。



### 非常持出品 最低限揃えておきたいもの

非常持出品は、避難時にすぐに取り出せる場所へ保管しておきましょう。重すぎると避難の支障になることもあるので、最低限の物資を

リュック等にコンパクトにまとめるのがコツです。

例、懐中電灯、貴重品、救急

医薬品、非常食、タオル、

着替え、携帯ラジオ等

### 非常備蓄品

災害後に備えるために

非常備蓄品は災害発生から復旧までの数日間を支えるものです。可能であれば、7日間以上の準備が望ましいです。

例、食料品、水、工具、燃料、その

他(ビニールシート、携帯トイレ等)

※乳幼児がいる家庭は離乳食や粉ミルク、要介護者がいる家庭はおむつや補助具など各家庭の実情に合わせて、準備することも大切です。

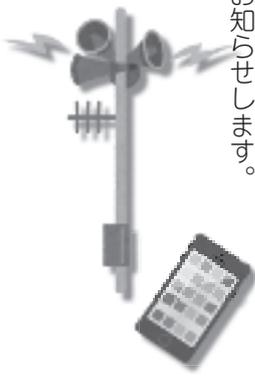


### 防災情報を確実に入手！

地震、噴火、風水害等から身を守るためには、いざというときに備えて防災情報を確実に入手することが大切です。正しい情報をできるだけ多くの伝達経路から入手する環境を整えましょう。

### さまざまな広報手段

町では、災害による避難勧告や避難指示、交通規制などを発令した際には、左記「防災情報の伝達経路」のとおり、防災、災害情報をみなさんへお知らせします。



### 家族で防災について話し合いましょ！

実際に災害が起こったことを想定して、各自すべきことや避難場所連絡方法などを家族で話し合っておきましょう。

① 家族一人ひとりの役割分担を決める

● 日常の防災対策の役割と、災害発生時の役割を決めておく。

② 避難場所、避難経路を確認する

● 地域の避難場所を確認する。

● 家族が離ればなれになったときの集合場所を決めておく。

③ 家族が離ればなれになったときの連絡方法を確認する

● 災害用伝言ダイヤル「171」の使用方を確認する。

● 遠方に住む親せきや知人を中継地点にして連絡をとる方法もある。

## 防災情報の伝達経路

御代田町

### ● 防災行政無線 ●

(放送を聞き逃してしまった際や聞き取れなかった場合等は0267 (32) 1180へ電話すると放送内容の確認ができます。)

### ● みよたメール配信サービス ●

(詳しい登録方法は「暮らしのカレンダー」の裏表紙をご覧ください。)

### ● 緊急速報メール ●

(気象庁が配信する緊急地震速報や国や地方公共団体が配信する災害・避難情報を特定エリアの携帯に一斉配信するサービスです。)

### ● 区長さんを通じての呼びかけ ●

#### ● ホームページ ●

#### ● 広報車 ●

↓  
住民の皆さん

## たき火・野焼きについて

これから、たき火等を行う機会が多い季節になると思います。たき火による火災は、一人一人の火の取扱いに対するちょっとした不注意から起こります。たき火をする時は、次の事に十分注意して、火災を起こさないよう心がけましょう。



### 野焼き・たき火をする時の注意事項

<p>風の強い日には 行わない！</p> 	<p>風の強い日は、飛火や延焼の拡大につながり大変危険なので、たき火・野焼きは行わないでください。 また、風が強くなってきたら直ちに中止し消火するようにしましょう。</p>
<p>一度に、大量の物を 燃やさない！</p>	<p>大規模な野焼きをすると、広範囲に燃え広がり、火災になりやすくなります。また小規模でも一度に数箇所の野焼きも危険です。少しずつ行うようにしましょう。</p>
<p>消火の準備を 備えること！</p> 	<p>たき火が終わったら、確実に消火すること。消火用具(水のほか、スコップなど)を準備し、火が消えるまで決して離れないでください。その場を離れる時、燃え尽きた際には、確実に消火できたか確認をしましょう。</p>
<p>火の粉の飛散を防止する！</p>	<p>火の粉が飛ばないように少しずつ燃やし、着衣着火や、やけど等に注意しましょう。</p>
<p>可燃物の近くで 行わない！</p> 	<p>落ち葉や新聞紙など燃えやすい物の近くで、たき火や野焼きを行うと、周りに燃え広がることもあり危険です。周りになにもない状態で行うようにしましょう。</p>

※ごみの焼却は種類を問わず、廃棄物処理及び清掃に関する法律により、社会の習慣上やむを得ない場合や、法律に基づいて行う焼却等以外、原則として野外焼却することが禁止されています。

また、火災予防条例第50条で火災と間違えるような煙または、火災が発生する恐れのある場合(たき火や野焼きなど)は消防署に届出することになっています。

ご不明な点は御代田消防署までお問い合わせください。

## 「消しましょう その火その時 その場所で」

平成28年度全国統一防火標語

## 地震体験を してみませんか？

- 御代田町に地震体験車が来ます。  
もしもの時に備え実際の揺れを体験してみませんか？

日時 10月22日(土) 午前10時～11時30分(西友御代田店)  
午後1時～2時30分(エコーみよた)